

公有林野全国協議会

創立 30 周年記念行事

記念講演「公有林と造林事業のあゆみ」

令和 6 年 7 月 18 日

今年（2024 年）で創立 30 周年を迎えている公有林野全国協議会（東京都千代田区、保坂武会長）が 7 月 18 日に記念行事を開催した。

同協議会は、1994 年 6 月に旧公有林野全国協議会（1962 年 5 月設立）と都道府県営林全国協議会（1978 年 12 月設立）が合併して発足。現在、公有林の面積は全国で約 300 万 ha、国内森林面積の 12% を占めている。会長は、「公有林は、地方公共団体の意思で取り扱いの方向を決められる特性がある」とした上で、「森林吸収クレジットの創出や森林環境譲与税を活用した人材育成の場にするなど様々な活用ができる」との考えを示した。

記念行事では功労者の表彰のほか、林業経済研究所の記念講演などが行われ、記念誌『公有林野全国協議会 三十年の歩み』が配布された。

講演に用いられた写真

十津川村有林の大植林地（明治 19 年）

奈良県林業写真帖

（奈良県立図書館今昔写真 WEB 蔵）



下図

記念講演「公有林と造林事業のあゆみ」の一部

公有林における造林事業（明治～昭和初期）

明治期

- 公有林の荒廃による治水上の関心
- 町村の財政基盤である基本財産の造成
 - ⇒ 部落有林野の統一政策とともに造林が進められる
 - ⇒ 公有林野造林奨励規則（M43）
植樹奨励予算 11 万 5 千円（M43）

大正期

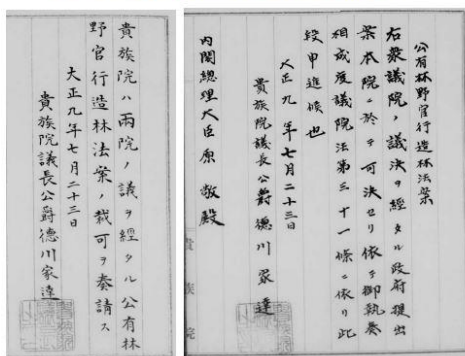
- 第一次世界大戦（木材需要、外材の輸入増大）
- 造林による資源造成の重要性が認識される
 - ⇒ 公有林野官行造林法（T9）
 - ⇒ 国が市町村と分収契約を締結し、造林事業が進められる（S36 年公団造林へ）

昭和期

- 旺盛な木材需要に比べ、造林が停滞
- 戦中戦後の乱伐で、造林未済地が増大（S24：150 万 ha）
 - ⇒ 造林奨励規則（S4） 無立木地への造林
 - ⇒ 森林資源造成法（S21）



資料：十津川村有林の大植林地（明治 19 年）
奈良県林業写真帖（奈良県立図書館今昔写真 WEB 蔵）



資料：公有林野官行造林法（大正 9 年）、国立公文書館デジタルアーカイブ